

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件

(平成十四年三月二十五日 文部科学省告示第五十三号)

改正…平成十五年三月三十一日第三十八号、平成十六年三月三十一日第五十四号、平成十六年十一月十一日第六十号、平成十七年三月十日第三十五号、平成十八年三月三十日第三十九号、平成十九年三月三十日第四十四号、平成二十年三月三十一日第四十五号、平成二十一年七月十六日第一百十号、平成二十二年三月二十九日第五十二号、平成二十二年四月二十八日第八十一号、平成二十三年三月二十九日第六十号、平成二十三年四月二十八日第七十九号、平成二十三年六月十六日第九十四号、平成二十三年十二月十九日第六十四号、平成二十四年三月三十日第六十四号、平成二十四年五月七日第九十三号、平成二十五年三月二十九日第五十七号、平成二十五年十月一日第三百三十八号、平成二十六年三月十三日第二十九号、平成二十六年四月十四日第六十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

昭和五十六年十一月二十四日 科学技術庁告示第二十三号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める告示）及び昭和六十年三月五日 文部省告示第二十八号（補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産

の処分制限期間）は、廃止する。

（処分を制限する財産）

一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「補助金等適正化法施行令」という。）第十三条第四号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。

二 補助金等適正化法施行令第十三条第五号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち別表の処分を制限する財産の名称等の欄に定める財産（補助金等適正化法施行令第十三条第一号から第四号までに掲げる財産に該当するものを除く。）で取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。

（処分制限期間）

三 補助金等適正化法施行令第十四条第一項第二号に規定する期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産について、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	種類	構造又は用途等	細目
放送大学学園補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
放送大学学園施設整備費補助金			住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金			飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの
学校情報通信技術環境整備事業費補助金			飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部

四七

五〇

間（年）  
処分制限期

独立行政法人国立科学博物館施設整備費補助金	分の面積が三割を超えるもの	三四
独立行政法人国立女性教育会館施設整備費補助金	その他のもの	四一
へき地児童生徒援助費等補助金	旅館用又はホテル用のもの	
学校教育設備整備費等補助金	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三一
特別支援教育就学奨励	その他のもの	三九
	店舗用のもの	三九
	病院用のもの	三九
	変電所用、発電所用、送受信所用、	

<p>           励費補助金            健康教育振興事業費            補助金            独立行政法人国立青            少年教育振興機構施            設整備費補助金            独立行政法人教員研            修センター施設整備            費補助金            沖縄特別振興対策事            業費補助金         </p>
---

<p>           停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱            所用、映画製作ステージ用、屋内ス            ケート場用、魚市場用又はと畜場用            のもの            公衆浴場用のもの            工場（作業場を含む。）用又は倉庫            用のもの            塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の            著しい腐食性を有する液体又は気            体の影響を直接全面的に受けるも            の、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業            の倉庫用のものを除く。）及び放            射性同位元素の放射線を直接受け         </p>
--

政府開発援助国際化 拠点整備事業費補助 金	国際化拠点整備事業 費補助金	研究拠点形成費等補 助金	大学改革推進等補助 金	国立大学改革強化推 進補助金
-----------------------------	-------------------	-----------------	----------------	-------------------

るもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解 性を有する固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸気の影響を 直接全面的に受けるもの	その他のもの	倉庫事業の倉庫用のもの	冷蔵倉庫用のもの	その他のもの	その他のもの
二四	三一			二一	三一	三八

<p>国立大学法人設備整備費補助金</p>	<p>れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p>	<p>四一</p>
<p>独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金</p>	<p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p>	<p>三八</p>
<p>日本私立学校振興・共済事業団補助金</p>	<p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p>	<p>三八</p>
<p>私立大学等研究設備整備費等補助金</p>	<p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p>	<p>三六</p>
<p>教育研修活動費補助金</p>	<p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用</p>	

私立学校施設整備費補助金	私立大学教育研究活性化設備整備費補助金	私立学校建物其他災害復旧費補助金	理科教育設備整備費等補助金	先導的創造科学技術開発費補助金
--------------	---------------------	------------------	---------------	-----------------

のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸気の影響を
三四	三〇		一一二	

戦略的国際研究交流 推進事業費補助金	政策立案人材育成等 拠点形成事業費補助 金	科学技術人材育成費 補助金	地域産学官連携科学 技術振興事業費補助 金	研究支援体制整備事 業費補助金
-----------------------	-----------------------------	------------------	-----------------------------	--------------------

				金属造のもの（ 骨格材の肉厚が 四ミリメートル を超えるものに
直接全面的に受けるもの	その他のもの	倉庫事業の倉庫用のもの	冷蔵倉庫用のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左 記以外のもの
二八	その他のもの	その他のもの	その他のもの	店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所
		二〇	三〇	三八
			三四	

国際研究拠点形成促進事業費補助金	限る。）	用、学校用又は体育館用のもの	三四
進事業費補助金		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三一
独立行政法人科学技術振興機構設備整備費補助金		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一
地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二九
総合特区推進費補助金		公衆浴場用のもの	二七
特定先端大型研究施設		工場（作業場を含む。）用又は倉庫	

設運営費等補助金
特定先端大型研究施設整備費補助金
研究大学強化促進費補助金
共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金
科学研究費補助金
研究開発施設共用等促進費補助金

用のもの
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの
その他のもの

高性能汎用計算機高度利用事業費補助金	特定先端大型研究施設利用促進交付金	国立大学法人施設整備費補助金	国立大学法人先端研究等施設整備費補助金	国立大学法人船舶建造費補助金
--------------------	-------------------	----------------	---------------------	----------------

倉庫事業の倉庫用のもの	冷蔵倉庫用のもの	その他のもの	その他のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）
一九	二六	三一	二七	三〇
			飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場	
			用、学校用又は体育館用のもの	
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所	
			事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	

核セキュリティ強化 等推進事業費補助金	国際熱核融合実験炉 研究開発費補助金	地球観測システム研 究開発費補助金	環境技術等研究開発 推進事業費補助金	先進的核融合研究開 発費補助金
------------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------	--------------------

用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱 所用、映画製作ステージ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用 のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫 用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の
-----------------	---	------------------	----------	--------------------------	-----------------

二五

二五

二四

一九

国際宇宙ステーション開発費補助金
基幹ロケット高度化推進費補助金
独立行政法人宇宙航空研究開発機構設備整備費補助金
原子力人材育成等推進事業費補助金
核変換技術研究開発費補助金

	<p>著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一五</p>
<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p>	<p>一九</p> <p>二二</p> <p>二四</p> <p>一九</p>

独立行政法人理化学 研究所設備整備費補 助金	独立行政法人物質・ 材料研究機構設備整 備費補助金	独立行政法人海洋研 究開発機構設備整備 費補助金	独立行政法人日本原 子力研究開発機構設 備整備費補助金
------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------

飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場 用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱 所用、映画製作ステージ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用 のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫 用のもの
一九	一九	一七	一五	

次世代医療研究開発 拠点形成事業費補助 金	次世代医療研究開発 拠点形成施設整備費 補助金	海洋生態系研究開発 拠点機能形成事業費 補助金	独立行政法人科学技 術振興機構施設整備 費補助金
-----------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

木造又は合成樹 脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左 記以外のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の 著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるも の及び冷蔵倉庫用のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解 性を有する固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸気の影響を 直接全面的に受けるもの	その他のもの	一七
二四			一四		一二

独立行政法人海洋研 究開発機構施設整備 費補助金	独立行政法人海洋研 究開発機構船舶建造 費補助金	独立行政法人物質・ 材料研究機構施設整 備費補助金	独立行政法人放射線 医学総合研究所施設 整備費補助金
--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	----------------------------------

店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所 用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場 用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱 所用、映画製作ステージ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用 のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの
二二	二〇	一七	一七	一二

独立行政法人日本原	独立行政法人日本原
子力研究開発機構核	子力研究開発機構核
融合研究開発施設整	融合研究開発施設整
備費補助金	備費補助金
独立行政法人日本原	独立行政法人日本原
子力研究開発機構施	子力研究開発機構施
設整備費補助金	設整備費補助金
独立行政法人宇宙航	独立行政法人宇宙航
空研究開発機構施設	空研究開発機構施設
整備費補助金	整備費補助金
独立行政法人理化学	独立行政法人理化学
研究所施設整備費補	研究所施設整備費補
助金	助金

木骨モルタル造		
事務所用又は美術館用のもの及び左	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	九 一 一五

独立行政法人防災科	のもの	記以外のもの	二二
学技術研究所施設整		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所	
備費補助金		用、学校用又は体育館用のもの	二〇
地方スポーツ振興費		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場	
補助金		用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
政府開発援助民間ス		変電所用、発電所用、送受信所用、	
ポーツ振興費等補助		停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱	
金		所用、映画製作ステージ用、屋内ス	
民間スポーツ振興費		ケート場用、魚市場用又はと畜場用	
等補助金		のもの	一五
公立諸学校建物其他		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一五

災害復旧費補助金	公衆浴場用のもの 一
公立社会教育施設災	工場（作業場を含む。）用又は倉庫
害復旧費補助金	用のもの
公立諸学校建物其他	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の
災害復旧費負担金	著しい腐食性を有する液体又は気
公立学校施設整備費	体の影響を直接全面的に受けるも
負担金	の及び冷蔵倉庫用のもの 七
学校施設環境改善交	塩、チリ硝石その他の著しい潮解
付金	性を有する固体を常時蔵置するた
安全・安心な学校づ	めのもの及び著しい蒸気の影響を
くり交付金	直接全面的に受けるもの 一〇
	その他のもの 一四

独立行政法人日本ス	付金	沖縄振興自主戦略交	地域自主戦略交付金	用創出臨時交付金	地域経済活性化・雇	別振興事業費補助金	沖縄北部連携促進特	沖縄振興公共投資交 付金
			設備	建物附属				
備	設備及びガス設	給排水又は衛生	設備を含む。	電気設備（照明	掘立造のもの及び仮設のもの	もの	木製主要柱が十センチメートル角以	簡易建物
			その他のもの	蓄電池電源設備			下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、	
一五			一五	六	七	一〇		



機構施設整備費補助金	文化芸術振興費補助金	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金	アイヌ文化振興等事業費補助金
------------	------------	-------------------------	------------------	----------------

開閉設備	アーケード又は日よけ設備	店用簡易装備	可動間仕切り	前掲のもの及び前掲のもの以外のもの区分によらないもの
	主として金属製のもの その他のもの		簡易なもの その他のもの	主として金属製のもの その他のもの
一二	一五 八	三	三	一八 一〇

史跡等購入費補助金	構築物						二〇
東日本大震災復興交付金	鉄道業用又は軌道業用のもの	軌条及びその附属品					
電源立地等推進対策補助金		まくら木					
電源立地等推進対策補助金		木製のもの					八
電源立地地域対策交付金		コンクリート製のもの					二〇
電源立地等推進対策交付金		金属製のもの					二〇
原子力発電関連技術開発費等補助金		分岐器					一五
		通信線、信号線及び電灯電力線					三〇
		信号機					三〇

被災地通学用バス等 購入費補助金	四〇
素材技術研究開発拠 点形成事業費補助金	二〇
防災対策推進私立学 校施設整備費補助金	五
防災対策推進国立大 学法人施設整備費補 助金	三〇
防災対策等推進独立 行政法人日本原子力	一五
送配電線及びき電線	二五
電車線及び第三軌条	一五
帰線ボンド	二〇
電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	一五
木柱及び木塔（腕木を含む。）	二〇
架空索道用のもの	一五
その他のもの	二五



---

---

---

---

停車場設備

その他のもの

その他のもの

れんが造のもの

鉄筋コンクリート造のもの

トンネル

その他のもの

鉄骨造のもの

---

三二

二一

三〇

三五

六〇

一五

四〇

---

その他の鉄道用 又は軌道用の の						
土工設備	道床	軌条及びその附属品並びにまくら木	その他のもの	その他のもの	踏切保安又は自動列車停止設備	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔
五〇	六〇	一五	四〇	一九	一二	四五
電路設備						

---

---

---

橋りよう

鉄筋コンクリート造のもの

五〇

鉄骨造のもの

四〇

その他のもの

一五

トンネル

鉄筋コンクリート造のもの

六〇

れんが造のもの

三五

その他のもの

三〇

---

	その他のもの	三〇
<p>発電用又は送配電用のもの</p>	<p>小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）</p> <p>その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）</p> <p>汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）</p>	<p>三〇</p> <p>五七</p> <p>四一</p>
<p>送電用のもの</p>		

---

---

---

---

地中電線路

塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線

配電用のもの

鉄塔及び鉄柱

鉄筋コンクリート柱

木柱

配電線

---

二五

三六

五〇

四二

一五

三〇

---

<p>電気通信事業用 のもの</p>	
<p>通信ケーブル 光ファイバー製のもの その他のもの 地中電線路 その他線路設備</p>	<p>引込線 添架電話線 地中電線路</p>
<p>一一 二七 一三 一〇</p>	<p>二五 三〇 二〇</p>

<p>農林業用のもの</p>	<p>放送用又は無線 通信用のもの</p>
<p>主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの</p>	<p>鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線</p>
	<p>一〇      一〇      一〇      四二      四〇      三〇</p>

広告用のもの							
その他のもの	金属造のもの	その他のもの	土管を主としたもの	主として木造のもの	主として金属造のもの	その他のもの	果樹棚又はホップ棚
一〇	二〇	八	一〇	五	一四	一七	一四





<p>園 緑化施設及び庭</p>	
<p>工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）</p>	<p>その他のもの 主として木造のもの その他のもの</p>
<p>舗装道路及び舗装路面</p>	
<p>コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの</p>	
<p>二〇</p>	<p>七</p>
<p>一五</p>	<p>三〇 一五</p>

	の ビチューマルス敷のもの	一〇 三
鉄骨鉄筋コンク リート造又は鉄 筋コンクリート 造のもの（前掲 のものを除く。 ）	水道用ダム トンネル 橋 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	八〇 七五 六〇 五〇 四五
	乾ドック	四五

---

---

---

---

サイロ	三五
下水道、煙突及び焼却炉	三五
高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい	三〇
爆発物用防壁及び防油堤	二五
造船台	二四
放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	一五
その他のもの	六〇

---



<p>その他のもの</p>	<p>れんが造のもの （前掲のものを 除く。）</p> <p>防壁（爆発物用のものを除く。） 、 堤防、防波堤及びトンネル</p> <p>煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発 物用防壁</p> <p>塩素、クロールスルホン酸その他 の著しい腐食性を有する気体の影 響を受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>
<p>四〇</p>	<p>五〇</p> <p>二五</p> <p>七</p> <p>四〇</p>

<p>石造のもの（前掲のものを除く。）</p>	<p>岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池</p>	<p>五〇</p>
<p>土造のもの（前掲のものを除く。）</p>	<p>防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道上水道及び用水池</p>	<p>三〇 四〇</p>
<p>その他のもの</p> <p>下水道、へい及び爆発物用防壁</p> <p>乾ドック</p>	<p>五〇 三五 四五</p>	<p>五〇</p>

金属造のもの（前掲のものを除く。）							
送配管	サイロ	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	橋（はね上げ橋を除く。）	その他のもの	爆発物用防壁及び防油堤	へい	下水道
	二二	二五	四五	四〇	一七	二〇	一五





<p>合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）</p>	
<p>木造のもの（前掲のものを除く。）</p>	
<p>い 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへ</p>	<p>つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール 露天式立体駐車設備 その他のもの</p>
<p>一〇</p>	<p>一五 一〇 四五 一五 一〇</p>

	船舶	
飼育場	<p>前掲のもの以外 のもの及び前掲 の区分によらな いもの</p>	<p>船舶法（明治三 十二年法律第四 十六号）第四条 から第十九条ま での適用を受け る鋼船</p>
その他のもの	<p>主として木造のもの その他のもの</p>	
一五七	一五〇	

	漁船	油そう船	薬品そう船	その他のもの	
	総トン数が五百トン以上のもの	総トン数が二千トン以上のもの	総トン数が二千トン未満のもの	総トン数が二千トン以上のもの	
				総トン数が二千トン未満のもの	
				しゅんせつ船及び砂利採取船	
	一二	一三	一一	一〇	一〇
	九				

---

---

---

船舶法第四条か ら第十九条まで の適用を受ける 木船	漁船	薬品そう船	その他のもの
-------------------------------------	----	-------	--------

---

カーフェリー  
その他のもの

---

---

船舶法第四条か  
ら第十九条まで  
の適用を受ける  
軽合金船（他の  
項に掲げるもの  
を除く。）

船舶法第四条か  
ら第十九条まで  
の適用を受ける  
強化プラスチック  
船

水中翼船及びホ	パークラフト	その他のもの	鋼船	木船
八		七	八	一〇
一二	四	五	八	一〇
八		七	八	一〇

	航空機				
	飛行機	その他のもの			
	主として金属製のもの 最大離陸重量が百三十トンを超えるもの	その他のもの	モーターボート及びとう載漁船	その他のもの	動力漁船及びひき船 薬品そう船
一〇		五	四	八	七 六

	車両及び 運搬具
その他のもの	鉄道用又は軌道 用車両（架空索 道用搬器を含 む。）
最大離陸重量が百三十トン以下の もので、五・七トンを超えるもの の 最大離陸重量が五・七トン以下 のもの その他のもの ヘリコプター及びグライダー その他のもの	電気又は蒸気機関車
八 五 五 五	一八 一三



<p>特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザ</p>	
<p>モータースイーパー及び除雪車</p>	<p>架空索道用搬器 閉鎖式のもの その他のもの 無軌条電車 その他のもの</p>
<p>四 五</p>	<p>二〇 八 五 一〇</p>

<p>自動車教習所用</p>	<p>ー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）</p>
<p>運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用</p>	<p>タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの</p> <p>小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）</p> <p>その他のもの</p>
	<p>三</p> <p>四</p>

---

---

---

の車両及び運搬  
具（前掲のもの  
を除く。）

小型車（貨物自動車にあつては積  
載量が二トン以下、その他のもの  
にあつては総排気量が二リットル  
以下のものをいう。）

その他のもの

大型乗用車（総排気量が三リッ  
トル以上のものをいう。）

その他のもの

乗合自動車

自転車及びリヤカー

		被けん引車その他のもの	四
	前掲のもの以外のもの	<p>自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）</p> <p>小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）</p> <p>その他のもの</p> <p>貨物自動車</p> <p>ダンプ式のもの</p> <p>その他のもの</p>	四
			五

---

---

---

---

報道通信用のもの	五
その他のもの	六
二輪又は三輪自動車	三
自転車	二
鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	四
金属製のもの	七
その他のもの	四
フォークリフト	四

---

<p>工具</p>	
<p>測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。</p>	
	<p>トロッコ</p> <p>金属製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>自走能力を有するもの</p> <p>その他のもの</p>
	<p>四</p> <p>七</p> <p>三</p> <p>五</p>

)		五
治具及び取付工 具		三
ロール	金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロ ールその他のもの	四
型（型枠を含む 。）、鍛圧工具 及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合 成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型 及び鋳造用型	二
その他のもの		三

切削工具	金属製柱及びカ ツペ	活字及び活字に 購入活字（活字の形状のまま反復使 常用される金属 用するものに限る。）	自製活字及び活字に常用される金属	前掲のもの以外 白金ノズル	その他のもの	前掲の区分によ 白金ノズル らないもの	二
							三
							二
							八
							一三
							三
							一三

	器具及び備品
	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）
<p>その他の主として金属製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>事務机、事務いす及びキャビネット</p> <p>主として金属製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>応接セット</p> <p>接客業用のもの</p> <p>その他のもの</p>
<p>四</p> <p>八</p>	<p>一五</p> <p>八</p> <p>五</p> <p>八</p>

---

---

---

ベッド

児童用机及びいす

陳列だな及び陳列ケース

冷凍機付又は冷蔵機付のもの

その他のもの

その他の家具

接客業用のもの

その他のもの

---

八

五

六

八

五

---

---

---

---

主として金属製のもの

その他のもの

ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器

冷房用又は暖房用機器

電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器

氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）

カーテン、座ぶとん、寝具、丹前そ

一五

八

五

六

六

四

---

---

---

その他これらに類する繊維製品

三

じゅうたんその他の床用敷物

小売業用、接客業用、放送用、レ  
コード吹込用又は劇場用のもの

三

その他のもの

六

室内装飾品

主として金属製のもの

一五

その他のもの

八

食事又はちゅう房用品

八

事務機器及び通信機器		その他のもの	陶磁器製又はガラス製のもの
謄写機器及びタイプライター	主として金属製のもの	その他のもの	その他のもの
孔版印刷又は印書用のもの	その他のもの		
その他のもの			
五	三	八	一五
			五
			二

---

---

---

電子計算機

パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）

その他のもの

複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの

その他の事務機器

リ  
テレタイプライター及びファクシミリ

<p>時計、試験機器 及び測定機器</p>	
<p>時計 度量衡器 試験又は測定機器</p>	<p>インターネットホーン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの</p>
<p>五 五 一〇</p>	<p>一〇 六 六</p>



	<p>容器及び金庫</p>
<p>その他のもの</p>	<p>ボンベ</p> <p>溶接製のもの</p> <p>鍛造製のもの</p> <p>塩素用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ドラムかん、コンテナーその他の容器</p> <p>大型コンテナー（長さが六メートル）</p>
<p>五</p>	<p>一〇</p> <p>八</p> <p>六</p>

器	理容又は美容機					
		その他のもの	手さげ金庫	金庫	その他のもの	金属製のもの
					その他のもの	その他のもの
						ル以上のものに限る。）
五		二〇	五		二	三
						七



---

---

---

ファイバースコープ

その他のもの

その他のもの

レントゲンその他の電子装置を  
用する機器

移動式のもの、救急医療用の  
の及び自動血液分析器

その他のもの

その他のもの

---

	<p>           娛樂又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具         </p>
<p>           陶磁器製又はガラス製のもの            主として金属製のもの            その他のもの         </p>	<p>           たまつき用具            パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具            ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具            スポーツ具         </p>
<p>           三            一〇            五         </p>	<p>           八            二            五            三         </p>

生物						
植物	劇場用観客いす	どんちよう及び幕	衣しょう、かつら、小道具及び大道具	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの
貸付業用のもの						
二	五	一〇	二	五	三	

前掲のもの以外 のもの		動物	魚類	鳥類	その他のもの
、磁気テープ及びレコード	映画フィルム（スライドを含む。）				
シート及びロープ					
二	二	八	四	二	一五

---

---

---

---

き の こ 栽 培 用 ほ だ 木	漁 具	葬 儀 用 具	樂 器	自 動 販 売 機 （ 手 動 の も の を 含 む 。）	無 人 駐 車 管 理 装 置	焼 却 炉	そ の 他 の も の
三	三	三	五	五	五	五	

---

<p>装置 機械及び</p>		<p>設備 食料品製造業用</p>	<p>前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの</p>	
	<p>主として金属製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一〇</p>	<p>一五</p> <p>八</p>	<p>一〇</p> <p>五</p>

<p>木材又は木製品 （家具を除く。） 製造業用設備</p>	<p>繊維工業用設備</p>	<p>飲料、たばこ又は 飼料製造業用 設備</p>
	<p>炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備</p>	
<p>八</p>	<p>七 七 三</p>	<p>一〇</p>

家具又は装備品 製造業用設備	パルプ、紙又は 紙加工品製造業 用設備	印刷業又は印刷 関連業用設備
		デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備
一一	一二	一〇 三 七 四

<p>その他の設備</p>	<p>化学工業用設備 臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造</p>
<p>一〇</p>	<p>五 五 五 四 五</p>

<p>用設備 ゴム製品製造業</p>	<p>プラスチック製 品製造業用設備 (他の項に掲げ るものを除く。</p>	<p>石油製品又は石 炭製品製造業用 設備</p>	
			<p>設備 その他の設備</p>
<p>九</p>	<p>八</p>	<p>七</p>	<p>八 五</p>

なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	窯業又は土石製品製造業用設備	鉄鋼業用設備
		<p>表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備</p> <p>純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備</p> <p>その他の設備</p>
九	九	<p>五</p> <p>九</p> <p>一四</p>

<p>はん用機械器具 （はん用性を有 するもので、他 の器具及び備品 並びに機械及び 装置に組み込み</p>	<p>金属製品製造業 用設備</p>	<p>非鉄金属製造業 用設備</p>
	<p>金属被覆及び彫刻業又は打はく及び 金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備</p>	<p>核燃料物質加工設備 その他の設備</p>
	<p>一 〇 六</p>	<p>七 一一</p>

<p>生産用機械器具 （物の生産の用 に供されるもの</p>	<p>、又は取り付け ることによりそ の用に供される ものをいう。） 製造業用設備（ 電子部品、デバ イス又は電子回 路製造業用設備 及び情報通信機 械器具製造業用 設備を除く。以 下同じ。）</p>
<p>金属加工機械製造設備 その他の設備</p>	
<p>一 二 九</p>	<p>一 二</p>

---

---

をいう。)製造  
業用設備(業務  
用機械器具(業  
務用又はサービ  
スの生産の用に  
供されるもの(こ  
れらのものであ  
つて物の生産の  
用に供されるも  
のを含む。)  
をいう。)製造  
業用設備(はん  
用機械器具製造  
業用設備、電気  
機械器具製造業  
用設備及び輸送

---

---

---

---

<p>用機械器具製造 業用設備を除く 。及び電気機 械器具製造業用 設備を除く。）</p>	<p>業務用機械器具 （業務用又はサ ービスの生産の 用に供されるも の（これらのも のであって物の 生産の用に供さ れるものを含む 。）をいう。） 製造業用設備（</p>
---	--

---

---

<p>はん用機械器具 製造業用設備、 電気機械器具製 造業用設備及び 輸送用機械器具 製造業用設備を 除く。）</p>	<p>電子部品、デバ イス又は電子回 路製造業用設備</p>
	<p>光ディスク（追記型又は書換え型の ものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導 体集積回路又は半導体素子製造設備</p>
<p>七</p>	<p>五                      六                      六</p>

農業用設備	その他の製造業 用設備	輸送用機械器具 製造業用設備	情報通信機械器 具製造業用設備	電気機械器具製 造業用設備	
					その他の設備
七	九	九	八	七	八

林業用設備	漁業用設備（水産養殖業用設備を除く。）	水産養殖業用設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備
			<p>石油又は天然ガス鉱業用設備</p> <p>坑井設備</p> <p>掘さく設備</p> <p>その他の設備</p>
五	五	五	<p>三</p> <p>六</p> <p>一二</p>

	備 総合工事業用設	電気業用設備
その他の設備		電気業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備
六	六	一五 一五 二〇 二二

ガス業用設備							
製造用設備	その他のもの	主として金属製のもの	その他の設備	鉄道又は軌道業用変電設備	その他の設備	柱上変圧器	需要者用計器
一〇	八	一七		一五	二二	一八	一五

---

---

---

---

供給用設備	
鑄鉄製導管	二二
鑄鉄製導管以外の導管	一三
需要者用計量器	一三
その他の設備	一五
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八

---

熱供給業用設備	水道業用設備	通信業用設備	放送業用設備	映像、音声又は文字情報制作業用設備	鉄道業用設備
					自動改札装置
一七	一八	一九	六	八	一五

その他の設備

一二

道路貨物運送業 用設備	倉庫業用設備	運輸に附帯する サービス業用設 備	飲食料品卸売業 用設備	建築材料、鉱物 又は金属材料等 卸売業用設備
				石油又は液化石油ガス卸売用設備（ 貯そをを除く。）
一 二	一 二	一 〇	一 〇	一 三

技術サービス業 用設備（他の項		飲食料品小売業 用設備	
計量証明業用設備	<p>その他のもの</p> <p>主として金属製のもの</p> <p>その他の設備</p>	ガソリン又は液化石油ガススタンド 設備	その他の設備
八	八 一七	八	九 八

娯楽業用設備	その他の生活関連サービス業用設備	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	飲食店業用設備	宿泊業用設備	に掲げるものを除く。）
映画館又は劇場用設備					その他の設備
一一	六	一三	八	一〇	一四

用設備	教育業（学校教 育業を除く。） 又は学習支援業	遊園地用設備	ボウリング場用設備	その他の設備	主として金属製のもの
用設備	教育業（学校教 育業を除く。） 又は学習支援業	その他のもの	主として金属製のもの	その他の設備	主として金属製のもの
一七	五	八	一七	一三	七

	自動車整備業用 設備	その他のサービ ス業用設備	前掲の機械及び 装置以外のもの 並びに前掲の区 分によらないも の
その他のもの			機械式駐車設備 その他の設備 主として金属製もの その他のもの
八	一五	一二	一〇 一七 八

							償却資産	無形減価
ソフトウェア	商標権	意匠権	実用新案権	特許権	水利権	ダム使用権	漁業権	
複写して販売するための原本								
三	一〇	七	五	八	二〇	五五	一〇	

電気ガス供給施	鉄道軌道連絡通 行施設利用権	専用側線利用権	営業権	育成者権	
				種苗法（平成十年法律第八十三号） 第四条第二項に規定する品種 その他	その他のもの
	三〇	三〇	五	一〇	八 五

生物					
牛	電気通信施設利用権	工業用水道施設利用権	水道施設利用権	熱供給施設利用権	設利用権
繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移					
	二〇	一五	一五	一五	一五

馬	
<p>繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）</p>	<p>植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）</p> <p>役肉用牛</p> <p>乳用牛</p> <p>種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）</p> <p>その他用</p>
六	六 四 四 六

かんきつ樹	綿羊及びやぎ	豚	
温州みかん	種付用 その他用		種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。） 競走用 その他用
二八	六四	三	八四六

---

---

桜桃樹	桃樹	なし樹	ぶどう樹	りんご樹	
			その他 温室ぶどう	その他 わい化りんご	その他
一一一	一五	二六	一五 一二	二九 二〇	三〇

---

---

キウイフルーツ	いちじく樹	すもも樹	あんず樹	かき樹	梅樹	くり樹	びわ樹
	一一	一六	二五	三六	二五	二五	三〇

樹	ブルーベリー樹	パイナップル	茶樹	オリーブ樹	つばき樹	桑樹
						立て通し 根刈り、中刈り、高刈り
二二	二五	三	三四	二五	二五	一八 九

---

---

ホップ	まおらん	ラミー	アスパラガス	もう宗竹	こうぞ	みつまた	こりやなぎ
九	一〇	八	一一	二〇	九	五	一〇



附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十六年年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十五年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「総合特区推進費補助金」について

ソフトウェア	機械及び装置	器具及び備品
	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡
三	四 七	四

は、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。